

澤出 成意人（東京大学大学院法学政治学研究科総合法政専攻・修士課程2年）

本稿は、共同調査研究「デジタル・アーキテクチャと法」が法（学）に対していかなる含意をもたらすかについて、一法学徒の視点から見ていこうとするものである。折に触れて宍戸常寿教授が指摘されるように、デジタル・アーキテクチャと法のリ・デザインという本共同調査研究の目標は、法の根底にまで射程が及ぶ議論であると考えられる。しかしここでの「法」とは、例えば企業に対する規制法や、裁判所制度、あるいは民法や刑法といった、具体的な法制度が念頭に置かれているように思われる。確かに直面する社会変動に対して実定法により応答すべきであるという態度は、まさに実務上の急務の問題に対処する必要に迫られる法律家に不可欠のアスピレーションである。しかし本稿では、あえてその法律学的実践から距離を置き、マクロなレベルで考えてみたい。

1 直面している（とされる）社会変動

さて、本共同調査研究のシンポジウム及び報告書を参照すると、直面している社会変動は大略次のように提示されている：第四次産業革命のもと、現在我々が生きる社会は急激な構造転換を迎えている。例えば端末やセンサから収集されたビッグ・データは、サイバー空間で高度に発達し続けるAIなどによって分析・処理され、人間や機械の行動に大きな影響を与えるようになってきている；サイバー空間はもはやフィジカル空間と密接不可分なものとなり、フィジカル空間において企業や個人がどのような情報に触れることができ、またどのような行動を選択することができるかについては、アーキテクチャに依拠する度合いが格段に増大している。

本共同調査研究は、このような技術発展に主に起因する社会変動に対して、サイバー空間とフィジカル空間が高度に融合したシステムの構築により持続的な経済発展と社会的課題の解決を両立することができるような、人間中心の社会—— Society 5.0 ——

を実現する際の問題点を解明することが主眼となるとされる。

2 デジタル・アーキテクチャは法にとって新しい問題なのか？

Society 5.0の実現をすべく、例えばブロック・チェーン上でのプログラム・コードを用いて契約を自動化する仕組みであるところのスマート・コントラクトや、企業活動の促進を目標としたビッグ・データの収集に係るプライバシー権（自己決定権）に関する法律上の問題が検討されているところであるのが現時点の状況だと思われる。

しかし、これらの問題は、全体として法（学）にとって何か新しい問題を投げかけているのだろうか。言うなれば、ここで示されている「社会変動」なるものは、法（学）に対して量的な意味にとどまるのか、それとも質的な意味を持つのか。

例えば暗号資産やスマート・コントラクトといったブロック・チェーンを基盤とするコード・プログラムをいかに法的に記述することができるのか、といった議論が民法学を中心として展開されている。しかしこれらの問題に対して展開されている解釈論は、現在の法制度、あるいは法ドグマティクを駆使して記述することで対応することはある意味ではできなくはないのではないだろうか。もちろん、ある法的記述の結果が妥当であるのか否か、あるいは他の法との抵触などについて考慮する必要はあるのかもしれない。しかしその営みはまさにこれまで法学が行ってきたことであり、就中法律論と率直な結果志向の両方を目指してきた日本の民法学にとっては親和的なのではないだろうか。

このような科学技術が可能とした新しい社会生活のあり方の出現を、ただ単に解釈論で片付けるのみならず、法にとっての反省の機会として捉えることもできるかもしれない。先の例でいうと、暗号資産の出現は法における金銭あるいは（有体・無体）物・

所有権概念を、スマート・コントラクトの出現は契約概念を、それぞれ見直すチャンスになるのかもしれない。ただこのような民法上の基本的な諸概念に対する法理論的営みそれ自体も、特に戦後日本では折に触れてなされていたことであるように思われる。例えば川島武宜教授による所有権の研究は、日本社会における入会等の所有形態と、近代法が想定する所有権の間のギャップに動かされた研究である。

このように考えると、デジタル・アーキテクチャがもたらす社会変動は、——仮にデジタル・アーキテクチャの側がそれを嘲笑うとしても——法からすると「古くて新しい問題」と言えそうである。

3 正しなき現代における法の社会的役割

2で述べたように、現在直面しているとされるデジタル・アーキテクチャを中心とする社会変動それ自体は、法（学）にとっては「古くて新しい問題」であると一法学徒は考えている。しかし、ここにこそ法が担う社会的役割が生じてくるのではないかと感じた。2023年1月18日に開催された本共同調

査研究のシンポジウム「デジタル・アーキテクチャと法に関するシンポジウム」の議論を踏まえながら、敷衍しよう。

レグ・テックとアジャイル・ガバナンスに関する議論では、評価に際して絶対的な正しさは保証されないことが話題に上った。一法学徒としては、ポストモダン法学を彷彿とさせるものであった。正しなき現代、「何が正しいのか」に駆られて袋小路に入り込んでしまう。しかし翻ってみれば、神なき時代、すなわち近代が到来したとき、「何を正しいとするのか」が問われたのではなかったか。そして法学はこのことをよくよく承知しているはずである。

シンポジウムで印象に残ったコメントがある。それは、加毛明教授による「日本に法学はあったのか」というコメント（吐露？）である。おおよそ一法学徒にとっては忘れられない。ここにあって、何を正しいとするか、という自覚的な営み——まさに特殊＝法学的な営み——が不可欠であり、本共同調査研究はそれを確立する——日本で幾度目かの——チャンスになるのではないか。